

ワンデリー 利用規約

本規約は、株式会社ティーオーティー、屋号ワンデリー（以下「当社」といいます。）が提供するレンタル車両サービス（以下「本サービス」といいます。）の利用条件ならびに当社および利用者の権利・義務を定めるものです。

第1条（貸渡契約の締結）

1. 利用者は、本規約に同意のうえ当社と貸渡契約を締結することにより、当社が提供する車両（以下「レンタル車両」といいます。）を借り受けることができます。
2. 貸渡契約の締結に際しては、運転免許証その他当社が指定する本人確認書類の提示が必要となります。
3. 運転免許証記載の住所と現住所が異なる場合、利用者は、発行日から3か月以内の住民票、公共料金の領収書その他当社が認める現住所を確認できる書類を提出するものとします。
4. 必要書類の提出がない場合その他当社が貸渡しを適当でないと判断した場合、当社は車両の貸渡しをお断りすることがあります。

第2条（契約期間）

1. 契約期間は、特別な期間の定めがない限り、車両の引渡し日から1か月間とし、当社または利用者から所定の方法による終了の意思表示がない限り、1か月単位で自動更新されます。
2. 特別な契約期間を定めた場合は、個別契約の定めによります。

第3条（プライバシー）

1. 当社は、利用者から取得した個人情報を、本サービスの利用登録、契約管理、車両管理、料金請求、事故・故障対応その他本サービスの提供およびこれらに付随する業務に必要な範囲で取り扱います。
2. 当社は、利用者の同意がある場合、法令に基づく場合その他適法に認められる場合を除き、個人情報を第三者へ提供しません。
3. 共同利用その他法令上公表等が必要となる取扱いを行う場合は、法令に従い必要な措置を講じます。
4. 当社は、個人情報について合理的な安全管理措置を講じます。

第4条（レンタル車両の使用）

1. 利用者は、本規約および貸渡契約に従ってレンタル車両を使用しなければなりません。
2. レンタル車両の保管場所、使用の本拠地その他当社へ届け出た事項を変更する場合は、事前に当社の承諾を得るものとします。
3. レンタル車両を運転できる者は、貸渡契約で認められた者に限ります。
4. レンタル車両の第三者への転貸、譲渡、貸与または名義貸しを禁止します。
5. レンタル車両に当社または本サービスの名称等を表示するステッカー等が貼付されている場合、当社の承諾なく剥がし、隠し、または変更してはなりません。
6. 貸渡契約の控えその他法令上携帯が必要となる書類は、必要に応じて携帯するものとします。

第5条（レンタル料等）

1. レンタル車両のレンタル料は、別紙または本サービスの公式ホームページに記載されているものとします。

2. 利用者は、当社所定のクレジットカード、口座振替その他当社が認める方法により、毎月のレンタル料金等を支払うものとします。レンタル料金は毎月翌月分を支払うものとし、支払日または引落日は、各決済方法その他当社が別途定める条件によります。
3. 初回支払いは原則として事前精算とし、振込手数料その他利用者の支払方法に伴う費用は利用者が負担します。
4. 1 か月未満の料金を日割計算する場合は 1 か月を 30 日として計算し、小数点以下を切り捨てます。契約期間中に利用者が途中解約した場合、当該日割り分の返還は行いません。
5. 利用者の残高不足、カード決済不能その他の理由により決済できなかった場合、利用者は当社の指定する方法により直ちに支払うものとします。

第 6 条（遅延損害金・未払い時の利用制限）

1. 利用者が本契約に基づく金銭債務の支払いを遅延した場合、支払期日の翌日から完済日まで、年 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。
2. 支払期日を経過しても支払いが確認できない場合、当社は支払いの催告その他必要な連絡を行うことができます。
3. 未払いが継続した場合、当社は、メンテナンス、オイル交換、代車、修理受付その他当社が提供する付帯サービスの全部または一部を制限または停止することができます。
4. 前項により無料サービスの利用資格が停止されている状態で、利用者が当社または当社提携先においてメンテナンスまたはオイル交換を受けた場合、第 14 条の 2 に定める料金を請求することができます。
5. 未払いが継続し、当社の催告にもかかわらず支払いが行われない場合その他契約の継続が困難であると認められる場合、当社は、本規約に従い、車両の使用停止、返還請求または契約解除等の措置を講じることができます。
6. 前各項の措置により利用者に営業上の損失、売上減少、逸失利益その他の損害が生じても、当社はこれを補償しません。ただし、当社の故意または重大な過失その他法令上当社が責任を負う場合を除きます。
7. 契約解除等により当社が車両を回収した場合、車両内の利用者の私物は、利用者へ通知のうえ原則 7 日間保管します。期間経過後も引取りがない場合、当社は法令の範囲内で処分することができ、合理的な保管・処分費用を利用者へ請求することができます。
8. 本条に基づく利用制限等は、保険契約の有効性または保険金支払いの可否を定めるものではありません。

第 7 条（公租公課等の変更）

レンタル期間中に新たな税、公租公課、保険料その他車両の保有・貸渡しに伴う費用が新設または増額され、当社に新たな負担が生じた場合、当社はその合理的な増加額を利用者へ請求することができます。これらが減額された場合については、別途定めがある場合を除き、原則として精算または返金を行いません。

第 8 条（保証金）

1. 当社が保証金を定めた場合、利用者は、貸渡契約に基づき生じる債務を担保するため保証金を預託します。
2. 契約終了および車両返却後、当社は、車両状態、走行距離、未払い料金、修理費用、原状回復費用その他必要な事項を確認し、未精算債務がある場合は保証金から充当することができます。
3. 精算完了後に残額がある場合、当社は、原則として車両返却後 30 日から 60 日以内に利用者名義の指定口座へ返還します。
4. 返却後に新たな修理費用その他利用者が負担すべき費用が判明した場合、保証金を超える金額を別途請求することができます。

5. 保証金に利息は付しません。

第9条（盗難・破損・損傷等）

1. 利用者の故意または過失、管理不備その他利用者の責めに帰すべき事由により、レンタル車両に盗難、紛失、破損、汚損または損傷等が生じた場合、その修理、原状回復または車両損害に要する費用を利用者が負担するものとします。
2. 車両が盗難その他の理由により返還不能となった場合、車両の状態、年式、走行距離その他の事情を考慮し、同等または同程度の車両を取得するために合理的に必要となる金額を基準として損害額を算定します。
3. 利用者が第25条のONE DELI車両補償制度に加入している場合は、同制度の条件に従います。
4. ONE DELI車両補償制度は、保険会社が提供する車両保険ではなく、当社が独自に提供する補償制度です。
5. 同制度に加入していない場合または補償対象外の場合、利用者の責めに帰すべき車両損害は利用者が負担します。
6. 車両補償制度に係る料金は、別途当社が認める場合を除き返金しません。

第10条（走行距離・シビアコンディションチャージ）

1. レンタル車両の走行距離に上限は設けておらず、利用者は走行距離を超えて車両を利用することができます。ただし、レンタル料金に含まれる無料走行距離は、1日40kmを基準とし、30日間で1,200kmとします。
2. 無料走行距離は、車両の引渡し日を起算日とし、実際の利用日数に応じて1日40kmとして算出します。月の途中から利用を開始した場合または月の途中で返却した場合であっても、一律に1,200kmの無料走行距離が付与されるものではありません。
3. 利用期間中の走行距離が前項により算出した無料走行距離を超えた場合、超過部分について1kmにつき10円（税別）のシビアコンディションチャージを請求します。
4. シビアコンディションチャージの走行距離の確認、計算および請求は、定期メンテナンス時または車両返却時に行います。
5. 例えば、利用期間が10日間の場合の無料走行距離は400km、20日間の場合は800km、30日間の場合は1,200kmとなります。これを超えて走行することは禁止されていませんが、超過した走行距離にはシビアコンディションチャージが発生します。
6. EVを含まない自転車その他エンジンを搭載していない車両については、別途定めがない限り無料走行距離およびシビアコンディションチャージを設定しません。

第11条（車両の引渡し）

1. レンタル車両は、当社の店舗、営業所その他当社指定場所にて引き渡します。
2. 利用者は、装備、外観その他車両の状態を確認したうえで引渡しを受けるものとします。
3. 利用者指定場所への納車を行う場合、その納車に要する費用は利用者が負担します。

第12条（車両の保管）

1. 利用者または管理者は車両の保管場所を明確にし、当社へ報告するものとします。保管場所の報告がない場合、無断で保管場所を変更した場合または特定の保管場所がないと判断した場合、当社は貸渡しをお断りすることがあります。
2. 駐輪禁止区域、集合住宅の共用部分その他適切でない場所への駐車・駐輪を禁止します。
3. 利用者は、レンタル車両を安全に保管できる十分なスペースを確保するものとします。

第13条（車両の整備）

1. 当社は、レンタル車両について、次の項目のメンテナンス整備および必要な修理を当社指定の修理工場等に行います。
 1. 運行において異常が認められた箇所
 2. ブレーキレバーの遊び、効き具合
 3. ブレーキペダルの遊び、効き具合
 4. ブレーキ液の量
 5. タイヤの亀裂、破損、異常な摩耗、溝の深さ
 6. バッテリーの取付状態、液量
 7. エンジンのかかり具合、異音
 8. 低速時および加速時の状態
 9. エンジンオイルの状態、量
 10. 冷却水の量
 11. 灯火装置および方向指示器
 12. ベルトの緩み
2. EV を含まない自転車等のエンジンを搭載していない車両については、ブレーキ、タイヤ、チェーン、バッテリーその他必要な項目のメンテナンス整備および修理を当社指定の修理工場等にて行います。
3. EV については、その車両の構造およびメーカー等が定める基準に応じて必要な点検、整備および修理を行います。

第14条（日常点検・定期メンテナンス）

1. 利用者または実際に車両を運転する者は、運行前にタイヤ、ブレーキ、灯火類、オイルその他車両に応じて安全な運行に必要な事項を確認し、安全に使用できる状態であることを確認しなければなりません。
2. 異常を発見した場合は使用を中止し、速やかに当社へ連絡し、その指示に従うものとします。
3. 利用者は、当社工場等において定期メンテナンスをレンタル料金に含まれるサービスとして受けることができます。利用にあたっては、原則として事前予約を必要とします。
4. エンジンを搭載する車両およびEVについて、利用者は、車両の引渡しまたは前回の定期メンテナンスから、3か月を経過する時点または走行距離が3,000km 増加する時点のいずれか早い方までに当社指定の定期メンテナンスを受けるものとします。
5. EV を含まない自転車等のエンジンを搭載していない車両については、前項の持込み定期メンテナンスは任意とします。
6. 利用者は、第4項の期限までに実施できるよう余裕をもって予約を申し込むものとします。期限前に予約を申し込んでいたにもかかわらず、当社の予約状況その他当社側の事情により実施日が期限を超えた場合は、期限超過として扱いません。
7. 当社整備工場等へ直接持ち込むことが困難な利用者は、当社が別途定める条件により、巡回出張サービスへ加入することができます。巡回出張サービスでは、原則として3か月または3,000km に一度を目安として定期メンテナンスを行います。
8. エンジンオイル交換は、次の基準に従い実施するものとします。
 1. 二輪車：走行距離 1,500km 以内
 2. 三輪車：走行距離 1,200km 以内
 3. EV、自転車等のエンジンを搭載していない車両：対象外

9. 当社が認めた場合、利用者は当社指定工場以外でオイル交換を行うことができます。この場合、当社は領収書、整備レポートその他実施状況を確認できる資料の提出を求めることができます。
10. M パスを利用する場合は、本規約に加え、当社が別途定める M パス利用規約が適用されます。

第 14 条の 2（メンテナンス期限の超過等）

1. 利用者が第 14 条に定める期限までに定期メンテナンスの予約を行わなかった場合、正当な理由なく予約日に入庫しなかった場合、無断でキャンセルした場合、または当社からのメンテナンスに関する案内に応じず期限を超過した場合は、メンテナンス期限超過として扱います。
2. 前項の場合、それまでレンタル料金に含まれていた無料の定期メンテナンスサービスの対象外とし、定期メンテナンスを実施する場合は 8,000 円（税別）を利用者が負担します。この料金には、当該定期メンテナンス時に必要となるオイル交換を含みます。
3. 期限超過状態において定期メンテナンスを実施せず、オイル交換のみを実施する場合は 3,000 円（税別）を利用者が負担します。
4. 第 6 条に基づき未払い等を理由として無料サービスの利用を制限または停止されている状態で、利用者がメンテナンスまたはオイル交換を受けた場合についても、前二項の料金を適用します。
5. 利用者が期限前に予約を申し込んでいたにもかかわらず、当社側の事情により期限までに実施できなかった場合は、期限超過料金を適用しません。
6. M スポットの利用資格その他 M パスに関する条件については、M パス利用規約によります。

第 15 条（整備費用の負担）

1. 利用者は、次の場合の修理費等を負担するものとします。
 1. 第 13 条に規定するメンテナンス項目の範囲外の整備・修理に要する費用
 2. 利用者の故意または重大な過失に起因する車両の損害・修理に要する費用
 3. 利用者が当社の承認なく指定工場以外で独自に行った修理等の費用
 4. 第 14 条に定める点検またはオイル交換を実施しなかったことにより生じた損害・修理に要する費用
 5. 車両の異常を認識しながら使用を継続したことにより生じ、または拡大した損害・修理に要する費用
2. 台風、豪雨、洪水、高潮その他の水害に際し、利用者が浸水のおそれを認識し、または通常の注意をもって認識できたにもかかわらず、車両を浸水のおそれのある場所に継続して保管し、冠水した道路もしくは場所を走行し、または当社からの移動・使用中止その他の指示に従わなかったことにより生じた故障・損傷については、その修理、部品交換その他必要な費用を利用者が負担します。
3. 地震その他の自然災害発生後、車両の転倒、損傷その他の異常を認識しながら走行を継続し、それにより損害が生じ、または拡大した場合も、その拡大した損害に要する費用を利用者が負担します。
4. 利用者の故意、過失または管理上の問題によらない自然災害による損害については、本条のみを理由として当然に利用者の全額負担とはせず、第 18 条の 2、第 25 条その他本規約の定めに従って取り扱います。

第 16 条（整備工場の制限）

1. 利用者は、レンタル車両の整備・修理が必要な場合、特別の事由がない限り、当社が指定する整備工場等で整備・修理を行うものとします。ただし、当社が認めるオイル交換作業等はこの限りではありません。
2. 電球その他利用者自身で交換可能な消耗部品については、当社の判断により交換部品を無償で送付し、原則として利用者自身で交換するものとします。ただし、安全上または技術上利用者による交換が適切でないと当社が判断した場合は、この限りではありません。

第 17 条（故障・異常・転倒）

1. 利用者は、車両の異常、チェックランプの点灯、異音、異臭等を感じた場合、直ちに当社へ報告しなければなりません。当社が車両の使用停止を指示した場合、利用者は直ちに使用を中止するものとします。
2. 利用者は車両を転倒させた場合、走行可能な状態であっても速やかに当社へ報告するものとします。
3. 利用者が異常または転倒等を報告せず使用を継続したことにより、損傷が拡大し、または必要な点検・修理ができなかった場合、そのことにより生じた損害および費用を利用者が負担します。
4. ONE DELI 車両補償制度の適用については、第 25 条その他同制度の条件によります。

第 18 条（車両の引揚げ・ロードサービス）

1. レンタル期間中、車両の不具合等により引揚げが必要と判断した場合、当社指定の方法により引揚げを行います。
2. 車両自体の不具合その他利用者の責めに帰さない事由による引揚げ費用は、原則として当社または適用可能なロードサービスにより対応します。
3. 燃料切れ、鍵の紛失、利用者の管理に起因するバッテリー上がり、誤操作その他利用者の責めに帰すべき事由による出張、搬送または引揚げ費用は利用者が負担します。ただし、ロードサービスの無料対象となる場合はその条件に従います。
4. 利用者の居住地、使用場所または故障場所が当社から遠距離であることのみを理由として、当社が車両の引揚げ、搬送または利用者自身の移動に要する費用を負担するものではありません。

第 18 条の 2（自然災害発生時の取扱い）

1. 地震、噴火、津波、台風、豪雨、洪水、高潮、土砂災害その他の自然災害が発生し、または発生するおそれがある場合、利用者は人命および安全を最優先し、危険な状態で車両を使用してはなりません。
2. 当社は、車両の安全確保のため必要と判断した場合、利用者に対し、車両の使用中止、安全な場所への移動、車両状態の確認、写真その他資料の提出等を求めることができ、利用者は安全上可能な範囲でこれに協力するものとします。
3. 災害による通信障害、道路寸断、交通規制、整備工場の休業、部品供給の停止、広範囲にわたる車両被害その他当社の合理的な支配を超える事情により、車両の引揚げ、修理、代車または車両交換その他の対応が困難または遅延する場合、当社はその即時対応または対応時期を保証するものではありません。
4. 利用者の故意、過失または管理上の問題によらず、やむを得ない自然災害により車両に損害が生じた場合、当社は、被害状況、原因、保険の適用状況、ONE DELI 車両補償制度の適用可否その他の事情を確認したうえで、修理、代車、車両交換その他必要な対応を判断します。
5. 自然災害による損害の費用負担および ONE DELI 車両補償制度の適用については、第 15 条および第 25 条の定めによります。

第 19 条（代車）

1. レンタル車両が走行に支障のある故障または時間を要する整備等により使用困難となった場合、当社は原則として代車を提供します。
2. 車検等により車両の引揚げが必要となった場合も、原則として車検完了時まで代車を提供します。
3. 代車は契約車両と仕様が異なる場合があります。また、在庫不足その他やむを得ない事情がある場合、即日または同等車両の提供を保証するものではありません。
4. 自損事故または利用者に過失のある事故により代車が必要となった場合は、ONE DELI 車両補償制度その他当社所定の条件に従います。

5. 当社の責めによらず代車の手配ができない場合または代車提供までに期間を要する場合の利用料金および損害等の取扱いは、第 34 条によります。

第 20 条（部品等の追加装着・着脱）

1. 利用者がレンタル車両に契約外の部品等を追加装着または着脱する場合は、当社の承諾を得るものとし、これに係る費用は利用者が負担します。その所有権については、当社が別途承諾した場合を除き、すべて当社に帰属するものとします。
2. 契約時に標準装備されている部品を当社の許可なく着脱・変更して利用したことにより事故または故障等が生じた場合、そのことに起因する損害について利用者が責任を負うものとします。

第 21 条（車両の保管・使用に基づく賠償責任）

利用者は、レンタル車両の保管・使用等に際し、第三者への損害、車両事故、盗難、駐車違反その他車両の異常が発生した場合、直ちに当社へ通知するとともに、利用者の責めに帰すべき範囲について責任を負うものとします。

第 22 条（禁止行為）

利用者は、次の行為をしてはなりません。

1. 法令に違反する行為
2. 犯罪に結びつく行為
3. 公序良俗に反する行為
4. 当社のサービス業務の運営・維持を妨げる行為
5. 虚偽の情報を故意に登録または申告する行為
6. レンタル車両の譲渡・転貸、または貸渡契約に基づく権利の譲渡
7. レンタル車両を担保の目的とする行為
8. 当社の承諾なく車両の原状または登録事項を変更し、もしくは保管場所、使用の本拠地または使用目的等を変更する行為
9. 当社または第三者の財産権、知的財産権、プライバシーその他の権利を侵害し、誹謗中傷その他不利益を与える行為

第 23 条（駐車違反・放置撤去）

1. 利用者または運転者がレンタル車両について駐車違反をした場合、利用者または運転者は自ら反則金等を納付し、違法駐車に伴うレッカー移動、保管その他の費用を負担します。
2. 当社が警察から放置駐車違反の連絡を受けた場合、当社は利用者または運転者に対し、速やかに車両を移動し、契約期間満了時または当社の指定する時までに管轄警察署へ出頭して違反を処理するよう指示することができ、利用者または運転者はこれに従うものとします。車両が警察等により移動された場合、当社は自ら車両を引き取ることがあります。
3. 当社は、違反処理の状況を交通反則告知書、納付書、領収書その他の資料により確認することができます。違反が処理されていない場合、当社は貸渡契約を解除し、車両の返還を求めることができます。また、当社は利用者または運転者に対し、放置駐車違反をした事実および警察署へ出頭して法令上の措置に従う旨を確認する当社所定の自認書への署名を求めることができます。
4. 当社は、必要と認める場合、警察に対して自認書、貸渡証その他個人情報を含む必要な資料を提出するほか、公安委員会に対し、道路交通法に基づく弁明書、自認書、貸渡証その他必要な資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な措置を講じることができます。

5. 当社が放置違反金納付命令を受けて放置違反金を納付した場合、または利用者もしくは運転者の探索、車両の引取りその他の費用を負担した場合、利用者または運転者は、当社が負担した放置違反金相当額およびその他の費用を、当社の指定する期日までに支払うものとします。
6. 当社が放置違反金納付命令を受けた場合、または利用者もしくは運転者が当社の指定する期日までに前項の金額を支払わない場合、当社は、法令その他適用される制度に従い、全国レンタカー協会に対する放置駐車違反関係費用未払い報告その他必要な措置を行うことがあります。
7. 放置車両として撤去され、当社宛てに返還通知等が届いた場合、当社は車両を引き取り、利用者へ通知します。この場合、利用者は当社が実際に負担した費用に加え、引取料金 8,000 円（税別）を支払うものとします。引取り後の車両に利用者の責めに帰すべき故障または損傷がある場合、その修理費用は利用者が負担します。引取り後の車両は当社で保管し、原則として利用者が受け取るものとします。配送を希望する場合は、送料を負担することで配送を依頼することができます。
8. 利用者または運転者が反則金または放置違反金を速やかに納付できず、当社が必要と認めた場合、当社はこれを立替納付することができます。この場合、利用者または運転者は、立替額全額に加え、事務取扱費用 10,000 円（税別）を当社へ支払うものとします。当社による立替納付は利用者または運転者の便宜を図るための事務的措置であり、当社が違反について責任を負うものではありません。

第 24 条（保険契約）

1. 当社は、エンジンを搭載するレンタル車両および EV について、任意保険および法令上必要となる自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」といいます。）に加入します。
2. 前項の任意保険の内容は、次のとおりとします。
 1. 保険会社：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
 2. 契約者：株式会社ティーオーティー
 3. 人賠償：無制限
 4. 対物賠償：無制限（免責 50,000 円）
3. 利用者が自己の任意保険を使用し、または自ら任意保険等を契約する場合は、事前に当社の承諾を得るものとし、当社が求めた場合は保険証券その他補償内容を確認できる資料を提出するものとします。
4. 自転車等、自動車損害賠償保障法上の自賠責保険の対象とならない車両については、自転車損害賠償保険その他当該車両に適用される保険に加入します。
5. 自転車損害賠償保険の内容は、次のとおりとします。
 1. 保険会社：損害保険ジャパン株式会社
 2. 契約者：株式会社ティーオーティー
 3. 対人・対物賠償責任補償額：1 事故につき 1 億円
6. 保険金支払いの可否および補償範囲については、事故内容、保険契約および保険会社の約款・判断等によりします。

第 25 条（ONE DELI 車両補償制度）

1. 利用者は、当社が独自に提供する ONE DELI 車両補償制度に任意で加入することができます。本制度は、保険会社が提供する車両保険ではありません。
2. 本制度の料金は、貸渡契約、料金表または当社公式ホームページ等に定めます。
3. 本制度では、自損事故による修理および盗難による損害について、次の利用者負担額を支払うことにより補償を受けることができます。
 - ・ A タイプ：盗難 10 万円／損傷 5 万円

- ・ B タイプ：盗難 10 万円／損傷 5 万円
 - ・ C タイプ：盗難 15 万円／損傷 5 万円
 - ・ ミニカー：盗難 15 万円／損傷 5 万円
 - ・ Eco タイプ：盗難 15 万円／損傷 5 万円
 - ・ 自転車：盗難 2 万円／損傷 1 万円
4. 地震、噴火、津波、台風、洪水、高潮その他の自然災害に直接起因する車両損害は、原則として本制度の補償対象外とします。
 5. 前項は、自然災害による損害のすべてを当然に利用者負担とするものではありません。利用者の故意、過失または管理上の問題がない不可抗力による損害については、第 15 条および第 18 条の 2 に従い、被害状況その他の事情を踏まえて取り扱います。
 6. 利用者の故意、過失、管理不備、必要な点検・報告義務違反その他本規約に定める補償対象外事由に該当する場合、本制度を適用しないことがあります。特に、定められた定期メンテナンスを実施していないことに起因する故障、エンジンオイルが不足または入っていない状態で走行したことによるエンジン焼付きその他の故障、車両の異常または不具合を認識しながら使用を継続したことにより生じ、または拡大した損傷については、本制度の補償対象外とします。

第 26 条（保険金等の受領）

レンタル車両に関して保険会社その他第三者から保険金、損害賠償金その他の金員が支払われる場合、当社は車両所有者その他正当な権利者としてこれを直接受領し、当該事故または車両損害に関して利用者が当社に対して負担する債務の精算に充当することができます。

第 27 条（保険事故の処理）

利用者は、保険事故が発生した場合、直ちに当社および保険会社へ報告し、次の事項を守り事故処理に協力するものとします。

1. 法令および保険約款に定められた措置を行うこと
2. 当社または保険会社の権利を害するおそれのある示談、責任の承認その他不利益な合意を行わないこと
3. 事故状況、写真その他必要な証拠を保存すること
4. 当社または保険会社が求める事故確認、資料提出、調査その他必要な手続きに協力すること

第 28 条（レンタル期間満了・返却遅延）

1. 契約期間の満了、解約その他の理由により契約が終了した場合、利用者は、第 20 条により当社へ帰属したものを除き、車両を原状に回復したうえで、当社指定の場所および方法により返却しなければなりません。
2. 契約終了日までに返却されなかった場合、契約終了日の翌日から実際の返却日まで、1 日につき 1,600 円（税別）の返却遅延料金を支払うものとします。
3. 返却遅延料金を支払った場合でも、契約期間が延長または更新されたものとはみなしません。
4. 返却遅延中であっても、返却遅延料金その他支払期限の到来した債務が正常に支払われている場合、当社は原則として必要な付帯サービスを継続します。ただし、車両状態、契約違反その他合理的な理由がある場合を除きます。
5. 支払期限の到来した債務が支払われていない場合、当社は、メンテナンス、オイル交換、代車、修理受付その他付帯サービスを制限できます。
6. 前二項は、保険契約の有効性または保険金支払いの可否を定めるものではありません。

7. 返却された車両が引渡し時の状態と異なる場合、利用者の責めに帰すべき原状回復費用を請求することができます。
8. デリバリー BOX を装着した車両については、返却時に清掃料 3,500 円（税別）を申し受けます。
9. 契約終了および車両返却に際しては、レンタル料金、返却遅延料金、超過走行距離に係る料金、修理費用、事故・損傷に係る費用、未払い料金その他本契約に基づき利用者が負担する一切の債務を精算するものとします。
10. 車両返却後の点検、修理、事故処理その他の事情により、返却時点では確定していなかった利用者負担額が後日判明した場合、当社は当該金額を追加して請求することができます。
11. 保証金の返還については第 8 条の定めに従い、利用者が負担する債務の確認および精算完了後に行います。

第 29 条（レンタル料前払い）

次に掲げる事由の一つが生じた場合、当社は利用者に対して残存期間のレンタル料金全額の前払いを請求することができます。

1. 利用者が 1 回でもレンタル料金の支払いを遅延した場合
2. レンタル車両について著しい破損・滅失、盗難、紛失、被詐取等の事故が生じた場合、または当社に優先する権利を主張する者が現れた場合
3. 利用者について次のいずれかの事由が生じた場合
 1. 手形・小切手を不渡りにした場合
 2. 支払停止、公租公課の滞納または保全処分、強制執行、競売等の申立てを受けた場合
 3. 破産、民事再生、会社更生その他これらに類する手続きの申立てがあった場合
 4. 監督官庁から営業許可の取消しを受け、または営業を停止もしくは廃止した場合
 5. 逃亡、失踪または刑事上の訴追を受けた場合
4. 連帯保証人について前号に掲げる事由が生じ、利用者が当社の求める新たな連帯保証人を立てない場合
5. 利用者が第 22 条の禁止事項に違反した場合
6. 利用者が貸渡契約以外の当社に対する債務の支払いを怠った場合

第 30 条（レンタル車両の返還・回収）

1. 第 29 条に定める事由が発生し、当社が車両の返還を求めた場合、貸渡契約が解除された場合、その他本規約に基づき返還義務が生じた場合、利用者は当社の指定する期限までにレンタル車両を返還しなければなりません。
2. 利用者はレンタル車両を返還する際、第 20 条により当社へ帰属したものを除き、利用者の費用負担で原状に回復したうえで当社指定の場所へ返還するものとします。
3. 利用者が正当な理由なく車両を返還しない場合、当社は法令に従い、車両の所在確認、返還請求その他車両回収のため必要な措置を講じることができます。
4. 利用者の契約違反その他利用者の責めに帰すべき事由により車両回収が必要となった場合、車両の搜索、引揚げ、運搬、通知、弁護士その他専門家への依頼等、回収のため合理的に必要な費用を利用者が負担します。

第 31 条（当社による契約解除）

1. 利用者が本規約または個別契約に違反した場合、当社は相当の期間を定めて是正を求め、当該期間内には是正されない場合、契約を解除することができます。

2. 前項にかかわらず、次のいずれかに該当し契約関係の継続が困難である場合、当社は催告を要することなく契約を解除し、車両の返還を求めることができます。
 1. 無免許運転、飲酒運転その他重大な法令違反
 2. 車両の転貸、譲渡、名義貸しその他第三者への不正な利用
 3. 車両の所在を意図的に隠し、または返還を明確に拒否した場合
 4. 契約締結または利用に関する重要事項について虚偽の申告をした場合
 5. 未払いその他の契約違反がある状態で、当社からの重要な連絡を意図的かつ継続的に遮断した場合
 6. 車両の安全性を著しく害する使用または改造等を行った場合
 7. 支払停止、差押え、強制執行、破産、民事再生その他これらに準ずる事情が生じ、契約履行が困難であると認められる場合
 8. 逃亡、失踪その他利用者の所在確認が著しく困難となった場合
 9. 反社会的勢力に該当することが判明した場合
 10. その他前各号に準ずる重大な契約違反がある場合
3. 契約解除後、利用者は速やかに車両を返還し、未払い料金、返却遅延料金、修理費用その他本契約に基づく債務を精算しなければなりません。
4. 当社が契約を解除し車両の返還を求めたにもかかわらず、指定した返還日までに車両が返還されない場合、その翌日から実際の返還日まで、第 28 条に定める 1 日 1,600 円（税別）の返却遅延料金を請求します。

第 32 条（利用者による解約）

1. 通常解約について、利用者は、解約を希望する日の 2 か月前までに当社所定の方法で解約を申し出るものとします。
2. 解約日は、当社が解約の申出を受領した日の 2 か月後の同日とします。ただし、2 か月後に同日が存在しない場合は、その月の末日を解約日とします。
3. 最低契約期間が設定されている契約について、その最低契約期間中に契約を解除する場合は、2 か月相当分のレンタル利用料を支払うことで契約を解除することができます。
4. 解約の届出は、当社所定の解約通知書、LINE、電子メールその他当社が指定する方法により行い、当社が受領した日を受付日とします。
5. 年間契約を含む長期契約を中途解約する場合は、別途定めがある場合を除き、レンタル利用料 6 か月相当分の違約金が発生します。

第 32 条の 2（解約申出の取消し）

1. 利用者は、前条に基づき解約を申し出た後であっても、解約日までに当社へ申し出ることにより解約の申出を取り消すことができます。
2. 前項の場合、従前の契約はそのまま継続し、新たな契約手続きを必要としません。
3. 契約終了後は解約の取消しを行うことはできず、再度利用する場合は新たな契約が必要となります。

第 33 条（利用者の所在・連絡手段・重要連絡への対応）

1. 利用者は、住所、車両保管場所、氏名、電話番号、電子メールアドレスその他当社へ届け出た情報に変更があった場合、1 か月以内に当社へ届け出なければなりません。
2. 利用者は、未払い、事故、故障、定期メンテナンス、車両返却その他契約履行に関する当社からの重要な連絡について、合理的な期間内に応答するものとします。

3. 利用者は正当な理由なく、次の行為その他の方法により当社からの重要な連絡を意図的かつ継続的に回避してはなりません。
 1. 電話の着信拒否またはブロック
 2. LINE、電子メールその他の重要な通知を確認しているにもかかわらず継続して応答しない行為
 3. 複数の連絡手段を意図的に遮断する行為
 4. 虚偽または使用不能な連絡先を届け出る行為
 5. その他当社との連絡を意図的に困難にする行為
4. 運転中、就業中その他一時的に応答できない合理的な事情がある場合は、前項の違反とは扱いません。
5. 未払い、返却義務違反その他の契約違反がある状態で第3項の行為が継続した場合、当社は第31条に基づく契約解除、返還請求その他必要な措置を講じることができます。
6. 契約解除後も車両が返還されず、利用者または車両の所在を確認できない場合、当社は、法令、保険契約その他必要な手続きに従い、車両登録、ナンバー、保険契約その他車両管理上必要となる手続きを行うことができます。

第34条（レンタル料金の割戻し・利用不能に伴う損害）

1. 利用者の都合、事故、故障、修理、整備、自然災害その他の理由により車両を使用しなかった、または使用できなかった期間が生じた場合であっても、当社に責めに帰すべき事由がある場合その他法令上必要な場合を除き、レンタル料金の日割減額または返金を行いません。
2. 車両を利用できなかったことにより生じた休業損害、営業上の損失、売上減少、逸失利益、利用者自身の交通費その他の間接的または派生的な損害について、当社は原則として補償しません。
3. 自然災害により車両が利用不能となった場合、当社は被害状況、代車在庫、修理体制、交通状況その他の事情を踏まえ、可能な範囲で修理、代車または車両交換等の対応を行います。ただし、第18条の2に定める事情により対応が困難な場合、その即時対応または対応時期を保証するものではありません。
4. 前各項は、当社の故意または重大な過失その他法令上当社が責任を免れることのできない場合には適用しません。

第35条（契約開始前のキャンセル）

1. 契約成立後、利用開始前に利用者都合でキャンセルする場合、当社がキャンセルの申出を受領した時点に応じ、次のキャンセル料を申し受けます。
 1. 4 営業日前以前：無料
 2. 3 営業日前 23 時 59 分まで：保証金を除く支払金額の 50%
 3. 2 営業日前 23 時 59 分まで：保証金を除く支払金額の 70%
 4. 1 営業日前 23 時 59 分まで：保証金を除く支払金額の 80%
 5. 利用開始日当日：保証金を除く支払金額の 100%
2. 契約が5台以上の複数台の場合は、レンタル開始日にかかわらず、初回支払い後または契約成立後3日以降からキャンセル手数料が適用されます。
3. クレジットカードによる支払いの返金は原則として当該カードを通じて行い、実際の返金時期はカード会社等の処理によります。
4. 振込による返金の場合、利用者都合によるキャンセルについては振込手数料を利用者が負担します。
5. キャンセルは、電話、LINE、電子メール、当社公式ホームページ上の問合せその他当社所定の方法により申し出るものとし、当社が受領した日時を基準としてキャンセル料を算定します。

6. 本条における「営業日」とは、当社が営業日として定める日をいい、当社の休業日は含みません。

第36条（連帯保証人）

1. 当社が連帯保証人を求める場合、連帯保証人は、法令および別途締結する保証契約に従い、利用者が本契約に基づき負担するレンタル料金、修理費用その他の債務について保証責任を負うものとします。
2. 連帯保証人が複数存在する場合の責任については、法令および当該保証契約の定めによります。
3. 当社は、必要に応じて連帯保証人の追加または変更を求めることができます。

第37条（債権回収・債権譲渡）

利用者がレンタル料金、修理費用その他本契約に基づく債務の支払いを怠った場合、当社は、法令に従い、弁護士、法令上認められた債権回収会社その他適法な第三者へ債権回収を委託し、または債権を譲渡することができます。この場合、当社は債権回収に必要な範囲で利用者に関する情報を当該第三者へ提供することができます。

第38条（義務履行地・合意管轄）

当社、利用者および連帯保証人は、貸渡契約に関する義務履行地を当社の本店、支店または営業所とし、貸渡契約に関する紛争については、法令上許容される範囲で、当社本店所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。

第39条（公正証書）

利用者および連帯保証人は、当社から合理的な理由に基づき求められた場合、法令に従い、金銭債務の履行に関する公正証書の作成その他必要な手続きに協力するものとします。これに要する費用の負担については、当該手続きの内容および法令に従うものとします。

第40条（当社からの通知）

1. 当社から利用者または連帯保証人への通知または連絡は、貸渡契約その他当社へ届け出た住所、電話番号、電子メールアドレス、LINE その他当社が適切と判断する方法により行います。
2. 利用者または連帯保証人が連絡先の変更を届け出なかったこと、受信拒否、着信拒否その他その責めに帰すべき事由により通知を受領できなかった場合、法令上許容される範囲において、通常到達すべき時に到達したものと取り扱うことがあります。
3. 法令上特定の方法による通知その他の手続きが必要な場合は、その法令に従います。

第41条（特約事項）

貸渡契約書その他当社と利用者との間で個別に合意した特約事項は本規約の一部を構成し、本規約と抵触する場合は、法令に反しない範囲で当該特約事項を優先します。

第42条（本規約の変更）

1. 当社は、法令の変更、サービス内容または運営方法の変更、社会情勢の変化その他の事情により本規約を変更する必要がある場合、法令の定めに従い、本規約を変更することがあります。
2. 当社が本規約を変更する場合、変更内容および効力発生日を、当社公式ホームページへの掲載、LINE、電子メールその他当社が適切と判断する方法により周知します。

3. 本規約の変更が利用者一般の利益に適合する場合、または契約の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の事情に照らして合理的な場合、当社は法令の定めに従い変更後の規約を既存の契約に適用することがあります。
4. 法令上利用者の個別同意その他の手続きが必要となる変更については、当社は必要な手続きを行います。

第43条（カスタマーハラスメント等の迷惑行為）

1. 利用者が次のいずれかに該当する行為を行った場合、当社は、サービスの全部または一部の停止、契約解除その他必要な措置を講じることができます。
 1. スタッフに対する威圧的言動、暴言、脅迫、長時間の拘束または社会通念上過度な要求
 2. SNS またはインターネット上における誹謗中傷または虚偽情報の拡散
 3. 契約内容を著しく超える要求または執拗な要求
 4. 正当な理由のない深夜、営業時間外その他不適切な時間帯における繰り返しの連絡
 5. その他当社の正常な業務遂行またはスタッフの安全を妨げる行為
2. 前項に該当する行為が確認された場合、当社は以後のサービス提供をお断りすることがあります。

第44条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者が暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他反社会的勢力に該当することが判明した場合、当社は契約締結を拒否し、または契約締結後であっても催告なく契約を解除することができます。
2. 前項により契約が解除された場合、利用者は直ちにレンタル車両を返還しなければなりません。

第45条（協議）

本規約に定めのない事項または本規約の解釈について疑義が生じた場合、当社および利用者は誠意をもって協議し、解決するものとします。

附則

最終改定日：令和8年10月10日

改定後規約の効力発生日：令和8年11月1日

改定履歴

- ・ 令和8年10月10日 一部改定
- ・ 令和8年11月1日 改定規約施行